

岩手県告示第536号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和4年9月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1(1) 処分をした年月日 令和4年8月26日
- (2) 処分を受けた者
  - ア 商号又は名称 東峰建設株式会社
  - イ 主たる営業所の所在地 気仙郡住田町下有住字中上115番地1
  - ウ 代表者の氏名 松田信男
  - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-29）第1327号
- (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和4年8月25日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日 令和4年8月26日
- (2) 処分を受けた者
  - ア 商号又は名称 武田電設
  - イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡岩泉町中里字中里25番地2
  - ウ 代表者の氏名 武田純一
  - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-3）第8731号
- (3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和4年8月23日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。